

\*\*\*\*\*

# 大阪市立加美小学校PTA規約

平成5.4.23・7.4.21・8.4.23・9.4.22・10.4.27・15.4.24・21.4.23・25.5.30・27.5.27・31.4.23改正

\*\*\*\*\*

## 第1章 名 称

- 第1条 この会は、大阪市立加美小学校PTAという。
- 2 この会は、事務所を大阪市平野区加美正覚寺3丁目13番35号 大阪市立加美小学校に置く。

## 第2章 目 的

- 第2条 この会は、保護者と学校教職員とが協力して、家庭と学校と社会における、児童の健全な成長をはかることを目的とする。

- 第3条 この会は前条の目的をとげるために、次の活動をする。
- (1) 教育水準を高めるために、会員の成人教育を盛んにする。
  - (2) 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の福祉を増進する。
  - (3) 家庭と学校と社会における教育環境をよくする。
  - (4) 学校に対する公費の確保に努力する。

## 第3章 方 針

- 第4条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。
- (1) 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
  - (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
  - (3) この会、またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推せんしない。
  - (4) この会は、自主独立のものであって、他の団体から支配・統制または干渉を受けない。
  - (5) 学校の教育方針や人事ならびに管理には干渉しない。

## 第4章 会 員

- 第5条 この会の会員となることのできる者は、次のとおりである。
- (1) この学校に在籍する児童の保護者、またはこれに代わる者。
  - (2) この学校の教職員。
  - (3) この会の主旨に賛同する者で、代表委員会の承認を得た者。

- 第6条 この会の会員は、次の義務を有する。
- (1) すべての会費を納める義務を有する。ただし、特に配慮を要する家庭については、この限りではない。

- (2) 役員、代表委員、クラス委員は、活動上知り得た個人情報について守秘義務を有する。

## 第5章 経 理

- 第7条 この会の会費は、会費、事業収入、および自発的な寄付金によって支弁される。
- 第8条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。
- 第9条 この会の資産は、すべて第2章にあげた以外の目的のために支出、または使用してはならない。
- 第10条 この会の会費は、会員1人1口につき月額100円として、3口の固定制とする。ただし、児童単位で納めるものとする。
- 第11条 この会の経理は、会計監査を経て、会員に報告されなければならない。
- 第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第13条 この会の経理については、別に会計規定を定めることができる。

## 第6章 役員とその選挙

- 第14条 この会の役員は次のとおりである。
- (1) 会 長 1名 保護者
  - (2) 副会長 3名 保護者
  - (3) 書 記 1名 保護者
  - (4) 会 計 1名 保護者
- 2 役員は男女のいずれか一方に偏しないようにつとめる。
- 3 役員は、会計監査委員を兼ねることができない。
- 第15条 役員任期は1年とする。(ただし、再任を妨げない。)
- 2 会計の任期は1年とし、他の役員に選任されることができる。
- 第16条 役員選挙および就任は、次のとおり行われる。
- (1) 9名の委員からなる役員候補者推薦委員会(以下「推薦委員」という)を次の方法によってつくる。
    - ア 保護者の中から互選により、各学年1名(計6名)の推薦委員を、さらに1名の推薦委員長を選出する。
    - イ 学校教職員の中から互選により、2名の推薦委員を選出する。
  - (2) 推薦委員は、役員および会計監査委員長の候補者になることができない。
  - (3) 推薦委員は、各役員別に定数以上の候補者をあげ、役員選挙の少なくとも5日前に全会員に知らせる。
  - (4) 選挙を行う総会において、一般会員から候補者の推薦をすることができる。
  - (5) 候補者の推薦は、推薦委員会によってなされる場合も、一般会員からなされる場合も、その氏名を発表する前に候補者の同意を得なければならない。
  - (6) 役員は、4月の総会において、出席した会員の承認を得て決定する。
  - (7) 役員は、5月1日より就任する。

第17条 会長に欠員を生じたときは、副会長が昇格する。任期は、前任者の残任期間とする。

第18条 会長以外の役員に欠員を生じたときは、代表委員会がこれを補充する。任期は、前任者の残任期間とする。

#### 第7章 役員資格とその任務

第19条 この会の目的ならびに方針について、十分な理解をもっている会員で、公選による公職者でない者は、第6章の規定に従って役員に選挙されることができる。

第20条 会長は次の職務を行う。

- (1) 総会、代表委員会を召集し、会議の議長となる。
- (2) 他の役員および校長の意見を聞いて、常置委員会および特別委員会（役員候補者指名委員会を除く）の委員長を任命する。
- (3) 代表委員会の承認を得て、常置委員会および特別委員会（役員候補者指名委員会を除く）の委員を任命する。
- (4) 各委員会（役員候補者指名委員会を除く）に出席して、意見を述べることができる。
- (5) この会の資産を管理する。

第21条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第22条 書記は次の職務を行う。

- (1) 総会、代表委員会の議事ならびに、この会の活動に関する重要事項を記録する。
- (2) 記録、通信、その他の書類を保管する。
- (3) 会長の指示に従って、この会の庶務を行う。

第23条 会計は次の職務を行う。

- (1) 総会で決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。
- (2) 予算の立案に協力する。
- (3) 会計簿を保管し、いつでも会員の閲覧に供する。
- (4) 会計監査をうけて、会員に報告する。

#### 第8章 会計監査委員会

第24条 この会の経理を監査するために、会計監査委員会を置く。

2 会計監査委員会には、委員長のほか、必要に応じ副委員長を置く。

第25条 会計監査委員長の選挙および就任は、第16条に準じて行う。

2 会計監査委員長は、必要に応じ副委員長を選任することができる。

第26条 会計監査委員会は、その年度の会計を監査し、年間1回以上、全会員にその結果を報告する。

第27条 会計監査委員長および副委員長の任期は1年とする。ただし、留任を妨げない。

第28条 会計監査委員長および副委員長は、代表委員会に出席して、意見を述べることができる。

## 第9章 総 会

- 第29条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。
- 第30条 総会の定足数は、全会員の5分の1とする。決議は出席者の過半数の同意を要する。
- 第31条 代表委員会が必要と認めたとき、または、会員の3分の1以上の要求があったときは、会長はいつでも総会を召集する。
- 第32条 総会は、年間2回以上開催する。
- 第33条 この会の年間事業計画および予算の審議決定、ならびに決算報告の承認は、総会で行う。

## 第10章 代 表 委 員 会

- 第34条 代表委員会は、この会の役員、各常置委員会の委員代表、各学年代表および校長・教頭をもって構成される。
- 第35条 代表委員会の任務は、次のとおりである。
- (1) 会長によって任命される各委員会の委員を承認する。
  - (2) 各委員会によって立案された事業計画を審議する。
  - (3) 総会に提出する議案を調整する。
  - (4) 必要あるときは、特別委員会を設ける。
  - (5) その他規約ならびに総会の決議に従って、この会の事務を処理する。
- 第36条 代表委員会の定足数は、委員数の2分の1とする。決議は、出席者の過半数の同意を要する。

## 第11章 常任委員会および特別委員会

- 第37条 この会の活動に必要な事項について、調査・研究・立案するために次の常置委員会を置く。
- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| ① 学 級 委 員 会     | ④ 厚 生 委 員 会 |
| ② 成 人 教 育 委 員 会 | ⑤ 校 外 委 員 会 |
| ③ 広 報 委 員 会     | ⑥ 総 務 委 員 会 |
- 第38条 この会の特定の目的を遂行するために、必要あるときは特別委員会を設けることができる。
- 2 特別委員会はその任務が終わるとともに、自動的に解散する。
  - 3 特別委員会の委員長は、必要ある場合、代表委員会に出席して意見をのべることができる。
- 第39条 各常置委員会および特別委員会の委員代表は、他の役員および校長の意見を聞いて会長が任命する。
- 第40条 各常置委員会および特別委員会の委員代表の任期は、1年とする。ただし、留任を妨げない。
- 2 常任委員会相互間において、委員は他の委員を兼ねることができない。

- 第41条 学級委員会の任務は、次のとおりである。
- (1) 各学級の会員が、会員としての義務と、権利を全うするようにつとめる。
  - (2) 教育環境をより好ましくするようにつとめる。
  - (3) 学校教職員と保護者、および保護者相互の親睦をはかる。
- 第42条 P T A委員の選出方法は次のとおりである。
- (1) 立候補を募る。
  - (2) 立候補で満たない場合は抽選する。
- 第43条 学級委員代表は、学級委員の学校全体としての代表であり、各学年学級の学級委員の活動を調整する。したがって、学年学級委員の会合に出席し、意見をのべることができる。
- 2 学年代表委員は、その学年の学級委員の代表であり、学年内の各学級の学級委員の活動を調整する。したがって、学年内各学級の学級委員の会合に出席し、意見をのべることができる。
  - 3 学級代表委員は、その学級の学級委員の代表であり、その学級の学級委員の活動を調整する。
- 第44条 成人教育委員会の任務は、次のとおりである。
- (1) 教育水準を高めるために、会員に対し成人教育を行う。
  - (2) 地域の社会教育を盛んにすることに協力する。
- 2 総務委員会の任務は、次のとおりである。
- (1) 学校や地域での特別な行事において協力する。
  - (2) この会と同じ目的を持つ団体、または機関と連絡をはかる。
- 第45条 広報委員会の任務は、次のとおりである。
- (1) 会員に対し情報を伝達する。
  - (2) 地域社会に対し、この会の認識と理解を深め、進んで協力を得るようにつとめる。
  - (3) この会と同じ目的を持つ団体、または機関と連絡をはかる。
- 第46条 厚生委員会の任務は、次のとおりである。
- (1) 保健教育の推進に協力する。
  - (2) 校内の衛生管理の徹底を援助する。
  - (3) 児童の衛生安全教育に協力する。
  - (4) 児童の心身の鍛練につとめる。
  - (5) 校内および対外的な体育行事に協力する。
  - (6) 学校給食が、十分な効果をあげるよう協力する。
  - (7) 家庭の食生活の改善につとめる。
  - (8) 児童の福利をはかる。
  - (9) 特殊な事情にある援助・補導につとめる。
- 第47条 校外委員会の任務は、次のとおりである。
- (1) 児童の安全生活の推進につとめるとともに、家庭および、社会における児童の保護善導につとめる。
  - (2) 地域における会員相互の連絡と親睦をはかるとともに、学校との連絡につとめる。

(3) 地域社会の環境の改善につとめる。

第48条 校長は、各常置委員会または、特別委員会に出席して、意見を述べることができる。

第49条 各常置委員会および特別委員会は、その事業計画について、代表委員会にはからねばならない。

## 第12章 改 正

第50条 この規約は、総会において、出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。ただし、改正案は、総会の少なくとも5日前に、その内容を全員に知らせておかなければならない。